

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
平成27年7月15日
(平成27年6月受付分)



平成27年6月に岡山市消費生活センターが受け付けした未成年者の契約トラブルは、計7件でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

◆いつの間に？子どもがカード決済でゲームアイテム購入！

事例：

パソコンでオンラインゲームをやっていた息子に「ゲームのアイテムを買いたいから、クレジットカードの番号を教えてほしい」と言われた。今回だけと思い、母親の私が直接カード番号などを入力して1,000円分購入した。しかし、後日カード会社から7万円の請求書が届いたので、驚いて息子に聞くと、ゲームを続けるためにその後も何度もアイテムを買い続けていたとのことだった。息子によると、その都度クレジットカード番号を入力しなくても、ゲームサイトのIDとパスワードを入力すれば引き続き買うことができたと言っている。



アドバイス

- オンラインゲームのアイテム購入等を子どもにねだられ、「今回だけなら」と親がクレジットカード番号を入力したところ、そのままゲームサイトに登録されたため、その後も繰り返し使用でき、子どもがアイテムを買い続け高額な請求を受けたという相談が寄せられています。
- 親がネット上で買い物に利用するために決済サービス等にクレジットカード番号を登録しておいたところ、子どもがパスワードを推測するなどし、勝手にゲームのアイテム等を買っていた、というケースもあります。
- ネット上のクレジットカード決済は、一度番号を入力すると登録となるサイトもあり、その場合、登録後は簡単な認証のみで利用できます。利用する前にその仕組みをよく理解し、慎重に行う必要があります。
- オンラインゲームは、有料アイテムなしでは楽しめない仕組みのものがあります。利用する際のルールを子どもとよく話し合っておきましょう。

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第48号」より抜粋

◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
14	中学生の息子が日程を誤って野球観戦チケットを3枚申し込んだ。チケット交換を申し出たら断られた。
18	高校生の息子が動画再生をクリックしたらリンク先のアダルトサイトに登録された。架電したら強引に99,800円支払うように言われた。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時（祝日、年末年始は除く）